

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成26年9月18日(2014.9.18)

【公表番号】特表2014-517997(P2014-517997A)

【公表日】平成26年7月24日(2014.7.24)

【年通号数】公開・登録公報2014-039

【出願番号】特願2014-511857(P2014-511857)

【国際特許分類】

H 01 M 8/24 (2006.01)

H 01 M 8/02 (2006.01)

H 01 M 8/12 (2006.01)

【F I】

H 01 M 8/24 E

H 01 M 8/02 Y

H 01 M 8/12

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月31日(2014.7.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

少なくとも2個の管状燃料電池素子と、この管状燃料電池素子は互い平行に配置されており、各管状燃料電池素子は、外側表面が管状外側電極で覆われている電解質で外面が覆われた管状内側電極から成る少なくとも2個の微小管状素子を有しており、

前記少なくとも2個の微小管状素子間に配置され、かつ微小管状素子の一方の一端を他方の微小管状素子の一端へ接続するために用いられる接続素子から構成される微小管状固体酸化物燃料電池装置であって、

前記管状燃料素子の前記少なくとも2個の微小管状素子は、前記管状内側電極中に配置される内側円錐形部材を備える第二端部と前記管状外側電極中に配置される外側円錐形部材を備える第一端部を備えて構成され前記微小管状素子の電気的直列接続を形成し、

前記接続素子は、第一側面及び対向第二側面を有する金属インターロネクタプレートから成り、前記インターロネクタプレートは、少なくとも2個のホールを備え、その1個は前記少なくとも2個の管状燃料電池素子の各々と連携しており、このインターロネクタプレートは、

前記第一側面上にあり、前記インターロネクタプレートから離れる方向に向かって狭くなる断面を有する円錐形状を呈し、かつ前記微小管状素子の一方の前記第一端部を接触させるように寸法化及び配置される第一金属コネクタ、及び

前記第二側面上にあり、前記インターロネクタプレートから離れる方向に向かって広がる断面を有する円錐形状を呈し、かつ前記微小管状素子の他方の前記第二端部を接触させるように寸法化及び配置される第二金属コネクタが設けられることを特徴とする微小管状固体酸化物燃料電池装置。